

受任調整会議の運営について

(1) 受任調整会議の運営状況

- 市長申立て事案について、成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整を行うため、山口市成年後見制度利用促進協議会の部会として、令和4年4月に受任調整会議を設置。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士及び山口市社会福祉協議会専門員等を構成員として、毎月1回会議を開催。
- 会議では、制度利用者に必要な支援の検討や後見事務、適任職種（弁護士、司法書士、社会福祉士、市社協等）及び後見人に必要な支援等について協議。
- 市長申立てのケースは、身寄りのない方など、支援の課題が多く、専門的知見からの幅広い意見が必要な場面が多いことから、市長申立て事案全件を協議対象とし、受任調整会議の後に市長申立てを実施。家庭裁判所に提出する申立書に協議内容について記載。ただし、緊急性のあるケースについては、受任調整会議の前に申立て、別途、家庭裁判所へ報告。
- 法律、財産管理、意思決定支援、権利擁護といった会議構成員それぞれの実務経験と知見から、幅広い御意見をいただくことにより、制度利用者への適切な支援はもとより、センター職員の資質向上につながっている。
- 構成員が入れ替わる柔軟な組織とするとともに構成員の発言を促すため、令和5年度から、任期を1年とし、構成員3名の体制はそのままに、各回2名から各回1名の出席を求めることに変更したところ、毎回各構成員から活発な発言をいただき協議を行うことができていることから、令和6年度も引き続き令和5年度と同様の方式により会議を開催したいと考えている。

会議構成員

所 属	構成員
山口県弁護士会	弁護士3名
山口県司法書士会 (公社)成年後見センター・リーガル サポート山口支部	司法書士3名
山口県社会福祉士会	社会福祉士3名
山口市社会福祉協議会	生活相談課3名
山口市基幹型地域包括支援センター	
山口市障がい者基幹相談支援センター	
山口市成年後見センター	

協議事案の概要及び審判結果

- 令和5年度は1月までに9回会議を開催。
- 19件のケースについて協議を実施し、16件市長申立て済み。
- 概ね、協議内容（申立て内容）のおおりの類型・職種で審判された。
- 「弁護士又は司法書士と社会福祉士の複数後見」が適任職種との申立てに対して、スタッフに社会福祉士が所属している弁護士法人が選任されたケースが2件、弁護士から社会福祉士へリレー方式で後見人を変更したケースが1件あった。
- 令和5年度1月までの協議事案19件の概要と審判結果（別紙1参照）
 - ・高齢者17件、障がい者2件
 - ・受任調整会議での協議後、申立て直前に死亡1件
 - ・申立て16件…申立て中死亡（当然終了）2件、11件審判済み、未審判3件
 - ・審判のあった11件の類型…後見11件、保佐0件、補助0件
 - ・審判のあった11件の選任職種…
弁護士法人2件、弁護士1件、司法書士0件、社会福祉士8件
※弁護士選任ケースは、後に社会福祉士へリレー方式で変更。